



2009.August Vol.74

© 2009 Interactive Program Guide Inc. all rights reserved.

genius
今月のGな人

株式会社 GyaO 代表取締役社長
兼 ヤフー株式会社 メディア事業統括本部 メディア企画部長
川邊 健太郎さん

インターネット映像配信ビジネスのこれから。

ヤフー株式会社が株式会社 GyaO を買収し、動画コンテンツサイトは、再編成の時代に入ったといえる。YouTube やニコニコ動画のように、投稿という形でユーザーがパブリッシャーとしての主導権をとるサイトと、GyaO や Yahoo! 動画のように、プロバイダーがパブリッシャーとしての主導権をとる権利関係をクリアにしたコンテンツだけを流すサイトと、大きく二分される。この二つは、ユーザーが享受するサービスでは類似しているが、ビジネスモデルは根本的に異なる。映像配信ビジネスの今後の展望について、株式会社 GyaO の代表取締役社長に就任された川邊健太郎さんの話をリポートしました。

聞き手・文／横江史義

—新生 GyaO が、目指すもの。

投稿型サイトをはじめとし、今見られている動画の多くは、違法コンテンツと考えられます。それは、純粹に考えて「いいこと」のはずがありません。違法コンテンツに対して、あえて合法コンテンツという言葉を用いるとすれば、GyaO は合法コンテンツを無料ネット配信してきた会社です。その会社が、様々な理由により、結果、経営的に厳しい状況に直面せざるを得なくなったわけですが、かと言つて「ネットで配信される動画は、やっぱり違法コンテンツしかない」ということにはならないし、なってはいけないことです。そこで、合法コンテンツ（映像）を、ネット上で配信される動画コンテンツのスタンダードにしていこうと。Yahoo! JAPANと一緒に、新生 GyaO が目指すものは、大きいくらいそういうことです。

—合法コンテンツ配信がビジネスとしてうまくいかなかかった原因はどこにあったのか。それを新生 GyaO はどうリカバリーしていくと考えているのか。

ひと言で申し上げれば、「広告主様、権利元様、パートナー様との協業システムがきちんとできていなかった」ことにあると思っています。ですから、私たち新生 GyaO の使命は、「広告主様、権利元様、パートナー様との協業を通じて、映像の力でネット社会に新たな価値を創造すること」だと考えています。映像事業を運営していくためには、相応のシステムが必要です。映像配信システム、課金システム、広告システム。大きくはこの 3 つです。これらのシステムを安価でかつ安定的に稼働させていかなくてはなりません。これらをも

し単独でやろうとすると、トランジットとサーバーに相応のコストがかかります。この部分を、Yahoo! JAPAN が預かることで、コストダウンおよび安定配信というメリットが生まれます。また、Yahoo! JAPAN には、Yahoo! ウォレットのアクティブ・ユーザーが既存で約 2000 万人おられます。課金システムを構築するうえで、大きなアドバンテージとなります。

—広告システムについてはどうか。

私たちの大きなチャレンジであると考えています。その前提として、「TV で視聴される映像」と「PC で視聴される映像」は「イコール」ではない、ということ。今までの GyaO は、それを「イコール」または「ニアイコール」と考えてきたわけで、そこは大きく考え方を転換しなければなりません。TV は、みんなで楽しむもの。PC は、パーソナルに楽しむもの。機能が違います。だから、それぞれで機能する広告のあり方も違ってきて当然です。すでに広告主の方々はそれを解っておりまして、TV の広告に求めるものとネットの広告に求めるものとは全く違っています。

—映像の力とは。

その一方で、TV や PC、端末の如何に関わらず変わらないものーそれが、「映像の力」です。先ほど私たちの使命として申し上げたステイトメントにも「映像の力」という言葉があります。私たちがこれにこだわる理由は、映像には「五感に訴える力」があるからです。映像は、人の行動や考え方方に大きな影響を与える力をもっている、言い換え

ればそれは、世の中に新しい価値を創造する力をもっているということです。

ある考え方方は、考えていくべき一方で、ゆるがない価値や使命を見すぎて前に進んでいけば、新たな道は必ず拓けてくると考えています。

今月のGワード groovy word

著作権法

著作権法は、知的財産権のひとつである著作権の範囲と内容について定める法律であり、「昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号」として制定された。近年の著しいインターネットの発達や情報通信技術の一層の進展など、時代の変化に対応するための改正著作権法が、2010 年 1 月 1 日から施行される。

今回の改正には、大きく 3 つのポイントがある。ひとつめは、以前から「ダウンロード違法化」として話題になっていた「違法な著作物の流通抑止のための措置」が盛り込まれていること。具体的には、違法配信されている音楽・映像を、違法と知りつつダウンロードする行為や、海賊版 DVD など違法な複製物と承知の上でのインターネット販売行為が禁止された。違法な著作物の流通の抑止によって、正規ビジネスの成長と権利者への適切な利益還元の促進を目的としている。ふたつめは「インターネット等を活用した著作物利用円滑化を図るための措置」。これにより、情報検索サービスを実施するための複製が、必要と認められる限度において著作者の許諾を得ずにを行うことができるようになったり、過去に放送されたテレビ番組等のインターネット配信などが行いやしくなる。もうひとつは「障害者の情報利用の機会の確保のための措置」であり、映像への字幕の付与、手話翻訳など、障害者のために無許諾で行える範囲を拡大する。

